

(別添2)

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>6 無線電話用の無線設備のうち、その空中線電力が一ミリワット以下であつて、かつ、413.7MHz以上414.14375MHz以下、421.575MHz以上421.8MHz以下、421.578125MHz以上421.803125MHz以下、440.025MHz以上440.25MHz以下、440.28125MHz以上440.253125MHz以下、及び454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔五〇七 略〕</p>	<p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 送信時間制限装置の備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>6 無線電話用の無線設備のうち、その空中線電力が一ミリワット以下であつて、かつ、413.7MHz以上414.14375MHz以下、421.575MHz以上421.8MHz以下、440.025MHz以上440.25MHz以下、及び454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔五〇七 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(別添2)

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。